資料２－３

平成２８年度

国の予算編成に関する提案

平成２７年１１月

愛知県市長会

目　次

１．地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について・・・・　1

２．地震・津波等災害防災対策の充実強化について・・・・・・・・　5

３．福祉・保健・医療施策の充実強化について・・・・・・・・・・　7

４．都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化・・・　１３
について

５．教育・文化施策の充実強化について・・・・・・・・・・・・　１８

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（内閣府、総務省、厚生労働省）

１　地方分権改革の推進について

(1) 地方分権社会の実現に向けた地方制度改革を推進するとともに、平成２７年度中に検討を行うなどとされた提案について早期実現を図るなど、都市自治体からの地方分権改革に関する提案を真摯に受け止め、権限と財源の更なる移譲を推進すること。

(2) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には従うべき基準の設定を行わないこと。

(3) 権限移譲については、都市自治体の地域の実情に合った特色あるまちづくりが可能となる包括的なものとし、都市規模や状況に応じて積極的かつ機能的に移譲を進めること。また、新たな大都市制度（特別自治制度）の実現を図るなど、都市自治体の強化を推進すること。

(4) 地方分権改革に伴い移譲された事務を円滑に実施するため、必要な財源の確保及び人材育成、情報提供等の適切な措置を講じること。

(5) 本年度、調査・検討を行うとしている「連携中枢拠点都市圏構想」の対象条件については、連携圏域人口規模を基準とすることで周辺市町間が相互補完的に役割分担できるよう、制度改正を図ること。

２　地方財政の充実強化について

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるため、国と地方の役割に応じた本格的な税源移譲を早期に実現するとともに、税源移譲までの過渡的な制度として新たな交付金等を創設する場合には、都市自治体との合意形成を前提に地方税財政制度全体のあり方の中で位置付けること。

(2) 地方の債務を減少し財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した地方の公共事業については起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げ等により対応すること。

(3) 法人実効税率を引き下げる場合には、安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。

(4) 償却資産に対する固定資産税は、地方税収の基幹税目であり、都市自治体の行政運

営や都市基盤など企業の投資環境を整備し、地域産業や雇用を支援するための財源となっており、制度の根幹を揺るがす税制措置の見直しを行うべきではなく、現行制度の課税対象及び税率を堅持すること。

(5) ゴルフ場利用税は、その７割が所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 合併後１５か年とされた合併特例債の適用期間について、現下の建設事業を取り巻く厳しい状況に鑑み、再延長すること。

(7) 平成２４年度に終了した地方財政の公債費負担軽減のための公的資金補償金免除繰上償還制度を再構築すること。その際には、特定被災地地方公共団体に限らず全ての団体を対象とし、公的資金による借換債の発行を可能にするなど、その適用条件を緩和すること。

(8) 個人住民税（特別徴収）のコンビニエンスストア収納を導入し、納税の利便性を向上するため、地方税法施行規則の改正又は運用をすること。

3　地方創生について

(1) 中長期的な取組みが必要な地方創生の施策を実効性のあるものとするため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するとともに、地方一般財源総額を確保すること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生基本方針２０１５」の新型交付金について、ソフト、ハードの両面から都市自治体の実情に即した施策が推進できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別枠で、平成２８年度以降、所要財源の総額を確保するとともに、自由度の高い包括的な制度とすること。一方、国において検討中の交付金制度の詳細を早急に明示すること。

(3) 地域経済分析システムや地方創生コンシェルジュ制度をはじめ、情報支援や人的支援などの多様な支援措置をより充実すること。

(4) 政治や経済等の東京一極集中の是正と首都直下型地震等の大規模災害に備え、まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策である「地方への新しいひとの流れをつくる」を実現するため、地方への移住・定住、企業・大学・政府関係機関等の地方への機能移転の行程表について、実効性のある具体的な数値目標を掲げた上で、取り組みを強力に推進し、確実に実行させるための措置を講じること。

4　社会保障・税番号制度導入に係る財政措置について

(1) 社会保障・税番号制度導入及び運用に係る経費については、公平な社会保障制度の

基盤を確立するための国家的な情報基盤整備事業であることを踏まえ、不特定の外部との通信ができないようにするなどのセキュリティ対策をはじめ、システムの導入、運用、改修に係る経費に地方負担が生じないようにすること。

(2) 個人番号カードの交付について、顔写真のない場合等の本人確認に関する明確な基準を示すとともに、国民への周知を図ること。また、Ｊ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）が作成する個人番号カード交付通知書に、住基カードとの交換・廃止に関する記載を追加すること。

5　ふるさと納税について

ふるさと納税制度における返礼品の対応やワンストップ特例制度に係る都市自治体の負担増など様々な課題を踏まえ、制度を検証し、適正化を図ること。

6　統計調査について

(1) 各種統計調査は、法定受託事務として都市自治体が実施しているが、全国規模で行われる統計調査について、コストの削減及び雇用の創出を図るため、国等が民間への委託を推進すること。

(2) 地域の実状に応じた効率的な調査を行うため、国勢調査の基本単位区は市町村の裁量により設定変更できるよう、省令の見直しを行うこと。

7　国政選挙の選挙執行経費について

国政選挙に係る経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、国政選挙執行に対する交付金が減額され、経費不足が生じていることから、実情に即するよう適正な算定基準に見直すこと。

8　期日前投票及び不在者投票について

衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官の国民審査について、期日前投票の期間と不在者投票の期間が異なることにより、有権者にとって分かりにくく、また煩雑となっているため、同じ期間とするよう、早期に関係法令を整備すること。

9　東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組みへの支援について

東京オリンピック・パラリンピックの開催を地方創生実現の絶好の機会と捉え、各市町村が実施する様々な地域活性化への取組みに対し財政措置を講ずるとともに、自

治体間で連携を図る組織等に対し、連携促進のための支援を行うこと。

１０　市町村の広域的な連携の促進について

少子高齢化や人口減少に直面する中で、従来の国の地域ブロックや都道府県域を越える地域間連携の取組みが求められており、国の関係機関及び関係府県間の連携や市町村の広域的な連携を促進するための仕組みづくりを検討すること。

１１　住民訴訟における賠償責任範囲の制限について

普通地方公共団体の長に対する賠償責任も国家公務員と同様、「故意又は重大な過失があったとき」に限定するよう、地方自治法を改正すること。

１２　日本版ＣＣＲＣ推進等に係る財政支援について

国が示す東京一極集中の是正に向けた高齢者移住の推進については、都市自治体の負担増とならないよう、受入れに要する環境整備や想定される社会保障費の波及増分などに対し、十分な財政措置を講じること。

１３　消除された住民票等の保存年数について

住民票又は戸籍の附票は消除されて５年経過すると廃棄され、土地の境界査定や空き家対策における所有者や相続人などの特定に支障をきたしているため、住民基本台帳施行令の見直しを行うこと。

１４　伊勢志摩サミットに向けた財政支援について

平成２８年度５月に開催される「伊勢志摩サミット」は日本各地の魅力を発信する好機であり、開催地の志摩市をはじめ、関係市町村が取り組むサミット開催に向けた環境整備事業等に対して財政措置を講じるとともに、訪日外国人受け入れに係る諸施策を推進すること。

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）

１　地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 南海トラフ巨大地震のレベル２に対応した防潮堤や水門などの津波対策施設を早期に整備すること。

(2) レベル２の地震・津波の対応を基本とした公共施設整備のガイドライン等を示すとともに、海岸地域の防災林の盛土整備など津波防護に係る整備に対して、財政措置の拡充や新たな支援制度の創設など、総合的な対策を講じること。

(3) 一戸建て住宅に対する耐震改修等の補助金について、平成２８年度以降も減額は行わず、現行制度を継続するとともに、所要財源を確保すること。

(4) ホテル・旅館等の建築物の耐震化を推進するため、平成２８年度以降も耐震対策緊急促進事業の適用期限を延長するなど、引き続き財政措置を講じること。

(5) 大規模地震時における出火防止に効果的な感震ブレーカーの設置に係る財政措置等を講じること。

(6) 平成２８年度までの事業年度となっている緊急防災・減災事業債制度について、平成２９年度以降も継続すること。

(7) 農業用ため池の耐震調査や堤体補強をはじめ、農業水利施設の防災・減災対策を推進するため、必要な財政措置を講じること。

(8) 都市自治体が管理する河川に洪水被害等の対策として設置している排水機場の更新及び既存の排水機場への非常用発電設備の設置について、補助制度を創設すること。

２　土砂災害対策について

土砂災害防止法の警戒区域の砂防施設整備を早期に完了するとともに、砂防ダムや渓流保全施設などの直轄砂防事業を着実に推進すること。

３　消防体制等の充実強化について

(1) 災害や事故の多様化・大規模化、人口減少、少子高齢化等の社会環境の変化に対応し、適正規模での市町村消防の広域化を推進するため、地域の実情に応じた弾力的な制度運用や財政措置等を講じること。

(2) 消防団の機能強化に係る消防ポンプ自動車の整備・更新等に要する経費について、補助制度を創設すること。

(3) 災害時における水防団の活動が消防団と同様に公務災害補償の対象となるよう、早

急に専任水防団員の公務範囲の拡大及び法的な位置付けを行うこと。

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について

（内閣府、総務省、厚生労働省、環境省）

１　介護保険制度について

制度の円滑な運営と適切・公平な費用負担の観点から、障害者施設等の介護保険適用除外施設を退所し介護保険施設に入所した者は、適用除外施設入所前の都市自治体の被保険者となるよう、住所地特例の取扱いを見直すこと。

２　国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険の実現のため、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、医療保険制度の一本化までの間、安定した国民健康保険事業の運営のため、従来の枠を超えた国庫負担の引上げ等、財政支援措置の充実強化を図り、新たな地方負担や保険負担の増加を招かないようにすること。

(2) 平成３０年４月からの制度改正による運営体制の効率化・広域化を円滑・迅速に確立するため、広域化・共同化等の目標年度や広域行政を担う都道府県が果たす役割を、より明確化すること。また、事務の平準化、効率化を図る電算システムの構築等のガイドラインを示すとともに、必要な経費について財政措置を講じること。

(3) 厳しい財政運営を強いられている市町村国保について、都道府県単位化に移行するまでの間においても、国民健康保険の安定的かつ継続的な運用ができるよう、財政基盤強化策の更なる拡充強化を図ること。

(4) 子ども医療費などの地方単独福祉医療の実施に伴う国民健康保険に係る療養給付費負担金及び福祉医療費助成の現物給付化を実施する自治体に対する普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(5) 多くの子供を育てている若年世帯にとって、国民健康保険税は重い負担となっているため、子どもに係る均等割を軽減すること。

(6) 国民健康保険団体連合会が中心に行っている保険者間調整について、対象者を全保険者に拡大すること。

３　少子化対策について

(1) 少子化対策はナショナルミニアムとして、子育て家庭の経済的負担軽減を図り、必要な医療を都市自治体による格差なく受診できるよう国の責任において、子どもの医療費無料化制度を創設すること。

(2) 不妊症・不育症治療費については、保険適用となる治療・検査が限定されており、

治療が長期にわたることも多く、経済的負担が大きくなる。少子化対策は国の責務であるため、人工授精治療などを含めた不妊症・不育症治療費における保険適用範囲の拡大、又は保険適用されない治療費に係る補助制度を創設すること。

(3) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が総合的な子育て支援施策を展開できるよう、施設整備補助要綱に係る補助基準・内容をわかりやすく説明するとともに、財源を確実に確保すること。また、各自治体からの照会事項への対応結果についても、全国自治体へ情報提供し、共有化を図ること。

(4) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務に係る経費について、都市自治体の負担増とならないよう、補助基準額を見直し、事務費全額を国庫負担とすること。

(5) ひとり親家庭の生活の安定のため、母子（父子）家庭自立支援給付金事業の高等職業訓練促進給付金等事業給付金支給期間について、全修業期間を対象とすること。

(6) 平成２７年１月１４日に厚生労働省より公表された「保育士確保プラン」の効果をさらに上げるため、国と地方自治体のそれぞれの役割を明確にし、保育所とともに保育士を育て、確保するためのアクションプランを策定すること。

(7) 保育士の処遇改善及び保育環境の改善に取り組む私立保育所及び認定こども園等に対するインセンティブ制度を創設すること。

(8) 朝・夕の時間帯に保育士に代えて保育業務経験者等を配置できる平成２７年度の特例措置について、保育する児童が少数でない施設の場合は対象外となる地域があるため、適用基準を緩和するとともに、平成２８年度以降も継続すること。

また、保育を代替できる者の定義をより明確化すること。

(9) 小規模保育事業等地域型保育事業の新設に係る補助制度を創設すること。

(10) 社会福祉法人等特定の法人に制限されている保育所等整備交付金の交付事業者を拡大すること。

(11) 認定こども園の施設整備に係る補助申請手続きについて、幼稚園部門と保育園部門の各所管省庁へ申請することになっているため、これを見直すこと。

また、認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について、十分な財政措置を講じること。

4　生活保護制度について

(1) 生活保護に係る財源負担については、憲法に基づき国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担を含めた抜本的な制度改革を行うこと。また、国と地方の協議を継続するなど、都市自治体の意見を十分に反映させること。

(2) 受刑出所者等が生活保護を受給しなくとも地域社会で自立した生活ができるよう、

環境整備をするとともに、公正な運用の観点から生活保護制度の悪用防止のための利用制限など、生活保護の適用について、制度を改善すること。

(3) 生活保護関連システムの更新費用及び保守管理費用に係る国庫補助金が縮減されているため、補助対象経費及び補助率を改善すること。また、早期に所要経費を全額国庫負担とすること。

(4) 無料低額宿泊所の事業開始に対しては、事前許可制度を導入するとともに、設備・運営基準等の明確化など法令を整備すること。

5　後期高齢者の保険料特例軽減について

後期高齢者医療保険料の特例軽減措置について、原則的に廃止していく方向性が示されているが、制度創設時に高齢者負担の軽減策として導入されたもので、本来の趣旨に沿って適切に支援措置を継続すること。

6　障がい者支援施策の充実について

(1) 平成２８年度から施行される障害者差別解消法や改正雇用促進法において、地方公共団体や事業主に義務付けられる障がい者の特性に応じた職場環境の整備など「合理的配慮」の提供等に対する財政支援措置を講じること。

(2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、障がい者（児）の生活に直結した事業であるため、補助基準額を制度開始当初と同様に、補助対象経費全額とすること。

(3) 平成２６年度まで補助対象とされた障害児支援体制整備を復活するなど、乳幼児等の発達障がいの早期支援体制を整備すること。

(4) 重度障がいのある人への地域での生活支援事業について、「生活介護」や「短期入所」のサービス充実のため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を増額確保すること。

(5) 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話が言語として普及・研究する環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

7　地域医療の充実と医師等の確保対策について

(1) 危機的状況にある地域医療体制の確保のために、医師・看護師不足や地域間・診療科間の偏在の解消、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成をはじめ周産期医療や救急医療の確保等及び経営が逼迫している自治体病院等への財政支援など、対策を強化すること。また、基幹病院としての機能を確保するための診療科の設置及び医師の適正

配置について、制度化すること。

(2) 山間僻地における病院は医師確保ができない状況であるため、国において医師派遣を行う体制を整備すること。

(3) 専門医師不足により発達障害医療の体制が不十分であるため、発達障害専門医師の育成及び充実を行うこと。

(4) 貸与者が直接運営する医療機関への勤務を条件とする場合の医学生修学貸与資金について、返還義務免除時は非課税扱いとすること。

(5) 消費税率の引き上げにより病院事業の消費税負担額が更に増大し、病院経営に大きな影響があるため、医療にかかる経費については、診療報酬制度の抜本的な見直しを行うなど、十分な対策を講じること。

8　病院に対する財政措置の拡充について

(1) 新病院建設について、建設費の高騰等により建築単価が上昇しており、病院事業債における地方交付税措置対象の上限枠の更なる見直しを行うこと。

(2) 地域医療構想の実現に向けて、許可病床削減を実施する医療機関への病床削減対策交付金制度を創設すること。また、自治体病院の許可病床削減に係る地方交付税措置の期間延長及び自治体病院が実施する許可病床削減に対しての交付税措置を創設すること。

(3) 地方独立行政法人化した公的病院における職員引継の共済費は、設置者である地方公共団体の負担になるため、法人の負担とするよう見直すこと。

9　保健師確保の支援について

都市自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、自治体への就業についての広報等の働きかけを行うこと。また、保健師等専門職員の人材バンク等制度を創設すること。

１０　国民年金関係事務の一元化について

国民年金関係事務は内容により各自治体と年金事務所とで窓口が分かれており、被保険者にはわかりづらく処理時間もかかるため、窓口を日本年金機構に統一、一元化すること。また、一元化までの間は、機構の出張窓口を市町村の希望に応じて設置できるよう改善すること。

１１　がん検診無料クーポン券対象者の拡充について

補助対象年齢が、検診対象年齢の初年度と過去の節目年齢の未受診者となっている子宮がん、乳がん検診無料クーポン券対象者を、過去の受診歴に関係なく、市民にわかりやすい５歳ごとの節目年齢とすること。

１２　予防接種事業について

(1) 既存の定期予防接種及び今後新たに定期接種化される予防接種に係る費用については、普通交付税措置によらず、全額を国庫負担とすること。

(2) 小児を対象とした、おたふくかぜ、Ｂ型肝炎、ロタウイルスの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置づけること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

(3) 成人の風しんの抗体検査から予防接種まで一貫した財政措置を講じること。

(4) 先天性風しん症候群を予防するため、抗体検査の数値が低い者や過去に接種を受けたことがない者など、接種を必要とする者すべてが接種を受けられるよう風しんワクチン接種の助成対象を拡充すること。

(5) 予防接種による健康被害者が速やかに救済されるよう、子宮頸がん予防ワクチンによる副反応について、その因果関係を早急に解明・公表するとともに、安全かつ有効な予防対策を講じること。

１３　レセプト情報・特定健診等情報データの市町村利用について

地域医療及び介護に係る現状を分析し、地域の医療体制の充実、健康寿命の延伸及び介護要望に向けた体制の指針づくりのための基本データとして、厚生労働省が保有する各保険者のレセプト情報と特定健診・保健指導のデータベース（ＮＤＢ）の市町村利用を可能とすること。

１４　アスベストによる健康被害対策について

(1) アスベスト健康被害に関する国の全面調査の実施と結果の公表、救済制度の拡充及び健康管理制度を確立すること。

(2) 中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある人に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。

(3) 住民自らが適切に健康管理を行うため、取扱い事業所の操業当時の所在地などの必要なリスク情報を開示すること。

１５　生食用鶏肉の法規制について

牛の肝臓に加え豚の食肉の生食用としての販売・提供が禁止されたが、同様に食中毒のリスクの高い鶏肉に関しては規制対象とされていないため、早急に実効性のある規制を確立すること。

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

１　社会資本整備総合交付金等について

(1) 社会資本整備総合交付金について、地方の社会資本整備が計画的に進捗するよう、地域の実情に即した適切な財政措置を講じること。

(2) 社会資本整備総合交付金の公園施設長寿命化対策支援事業について、すべての都市公園において、緑地の保全及び緑化の推進を図るとともに、十分な安全を確保する必要性があることから、規模要件を撤廃すること。

(3) 社会資本整備総合交付金の効果促進事業について、下水道未普及解消のため、末端管渠整備に対して再度交付対象範囲となるよう見直すこと。

(4) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を、流域下水道事業と同様とすること。

(5) 下水道事業等に係る社会資本整備総合交付金等について、補助要望額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保するとともに、発注時期の平準化等のため簡易な手続きにより、年度をまたいだ事業執行を可能とすること。

(6) スマートＩＣ設置に伴うアクセス道路の整備や、関連する整備事業に係る社会資本整備総合交付金について、適切な財政措置を講じること。

(7) 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の配分方針を明確化するとともに、都市自治体の優先度に応じた流用を可能とすること。

２　道路事業整備の促進等について

(1) 物流路線、震災時における緊急輸送路及び地域連携の機能を持つ高規格幹線道路（浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）、国道１号潮見バイパス）について、整備促進を図ること。また、都市自治体の活力及び安全と利便性の確保のための道路ネットワークの形成に必要な財源を充実強化すること。

(2) 道路・橋梁等の長寿命化対策について、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等により適切な財政措置を講じるとともに、点検、修繕等のメンテナンスサイクルに対する技術支援を拡充すること。

３　都市基盤整備事業の拡充及び土地利用制度の見直しについて

(1) 産業や都市の国際競争力強化につながる展示場の整備・機能強化に対する財政支援

制度の創設、又は社会資本整備総合交付金について、展示場を交付対象事業とし、投資額に見合った補助率や限度額を設定するなど、制度の拡充を図ること。

(2) 民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

(3) 地域の実情にあった市街化調整区域の開発を行うために、開発許可権限が移譲された都市自治体は、開発審査会が設置できるよう、開発審査会の設置基準を緩和すること。

(4) 土地利用に関して市街化調整区域や農業振興地域の中で、交通の利便性に恵まれるなど新たな産業や交流拠点の形成が可能となる地域において、地域の実情に応じた柔軟な土地利用が可能となるよう、規制緩和や関係法令の改正を行うこと。

4　港湾及び海岸堤防の整備、河川改修等について

(1) 港湾が、国際的な産業活動の拠点として発展していくため、多目的国際ターミナルの機能向上を図るバースの整備など港湾整備事業の促進や、物流需要・地域活性化需要、防災・減災等に対応するため、多面的な施策の推進を図ること。

(2) 第６次三河港港湾計画に基づき、貨物の混在及び岸壁延長不足解消のための岸壁の整備を早急に実施するとともに、三河港のアクセス強化、企業立地促進のための臨港道路の整備及び水深不足解消のための岸壁の整備に係る財政措置を講じること。

(3) 伊勢湾及び太平洋沿岸の海岸保全施設は、老朽化や海岸浸食が進んでいることから、国直轄海岸保全施設整備事業等による早期整備を図ること。

(4) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側に堆積している土砂を下流側に流出させる事業やダム堆積土砂の活用システムの構築など、海岸部へ適切に土砂の供給を図る海岸保全対策を講じること。

(5) 平成２８年度以降も海岸漂着物等対策として、海洋ごみの回収・処理等については全額国費で実施するとともに、河川等のごみの処理・回収等に係る費用についても財政措置の対象とすること。

(6) 一級河川について、河川整備計画の策定及び改修・修繕を促進すること。

(7) 準用河川改修事業に係る社会資本整備総合交付金について、予算額を増額確保すること。

5　交通関連整備事業の促進及び財政支援について

(1) 地域公共交通の活性化・再生には欠くことのできない地域鉄道の存続と安全性の向上のため、地域公共交通確保維持改善事業費について、事業者が計画的に事業実施で

きるよう所要の財政措置を講じること。

(2) 経常的に発生する地方鉄道の運行維持に要する経費に対して、新たな財政措置制度を創設すること。

(3) 地域鉄道事業者支援に対して、地方公共団体が行う「維持・管理費」への支援も特別交付税措置の対象とするなど、財政支援措置を拡充すること。

(4) 乗合バス事業者を対象とする地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の支払いについて、零細企業に対する概算払いの取り扱い規定を設けること。

(5) 地域の助け合いによる高齢者等の送迎活動の継続及び活性化を図るため、道路運送法上の登録・許可を要しない運送の対価を、ガソリン代、道路使用料、駐車場代の実費に限定することなく、事務費や車両の維持管理費等も対象となるよう、交通事業者の経営に影響を及ぼさない範囲で基準を緩和すること。

(6) 地方への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域交流や都市間連携を促進するため、平成２５年度に廃止又は縮小された高速道路の割引制度を、従前の割引率に復元すること。

6　生活環境整備に係る支援制度について

(1) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金について、延命化のために行う維持修繕や補修事業を補助対象とすること。

(2) 新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など、全ての廃棄物処理施設の解体・撤去工事について、循環型社会形成推進交付金の交付対象にするなど、財政支援を拡充すること。

(3) 地域住民の安心・安全な暮らしを守るため、亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査結果に基づいて行う陥没防止のための充填工事に対する財政措置を講じること。

(4) 豪雪や台風等自然災害による倒木は、二次被害を引き起こすおそれがあるが、個人所有の山林等の倒木処理は従来の補助制度では対応できないため、早急に支援制度を拡充すること。

(5) 公共住宅の建設・維持管理等行政コストの削減や民間賃貸住宅の空家発生の緩和を図るため、民間賃貸住宅を活用した低所得者への家賃補助制度を創設すること。

(6) 公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っている公衆浴場事業者の経営安定化のため、支援制度を創設すること。

7　水道・下水道事業について

(1) 水道施設の耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良等が促進されるよう、老朽管更新事業や重要給水施設配水管事業の補助制度の採択基準の緩和や補助率の引き上げなど財政支援を拡充すること。

(2) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政支援措置を講じること。

(3) 着実に下水道整備を実施するため、都市自治体が実施する下水道整備事業に対し、画一的に１０年概成とすることなく、都市自治体の実情に応じた継続的な財政支援措置を講じること。

(4) 公共下水道等汚水処理施設の改築・修繕に係る財政支援措置の拡充及び下水道施設の維持管理に係る財政支援制度を創設すること。

8　農業、水産業関連事業の支援及び財政措置について

(1) 農林水産統計年報の市町村別データについて、市町村の第１次産業の振興や地域資源を活かした自治体運営等のため、全国統一基準での統計調査の実施及び市町村別の統計データを公表すること。

(2) 農地中間管理事業による農地の集積・集約の進捗を図るため、農地の貸し手に対する、機構集積協力金の交付要件における貸出期間の弾力的な運用と税制面における優遇措置を講じるとともに、従来の農業経営基盤強化促進法に基づく土地の貸借と同程度まで手続を簡素化し、貸付までの時間の短縮が図られるようにするなど制度を見直すこと。

(3) 中山間地域における農業生産活動を継続するため、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の基準を実情に即して緩和すること。

(4) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度の創設や茶改植等支援事業について、制度の恒久化を図るなど茶業振興に対し、財政措置を講じること。

(5) 農産物の生産効率や品質の向上を図り、施設の維持管理費軽減のため、地域の実情に応じた迅速かつ、きめ細やかな農地・農業水利施設等の施設整備に係る農業基盤整備事業の財政措置を拡充すること。

(6) 全国的に深刻化・広域化する鳥獣被害への対策は、市町村及び猟友会を中心とした捕獲従事者に頼る部分が大きく、その捕獲方法は、伝統的な「銃による巻狩り猟法」によって実施されている。現在、国においては危険を伴う「巻狩り」に代る捕獲方法について、「シャープシューティング」や「囲いわな」等による捕獲を検討している

が、有効な捕獲方法や体制づくりを早急に検討し、国による強力な有害鳥獣被害防止対策の実施を図ること。

(7) 鳥獣被害防止総合対策事業について、有害捕獲事業の有害鳥獣捕獲奨励金において、同一年度内であれば、補助内示前に支出負担行為の決議をした奨励金についても補助対象とすること。

(8) 輸入魚粉の価格高騰により魚類養殖用配合飼料価格が上昇しており、危機的な状況にある魚類養殖業の安定経営のために、セーフティネット構築事業を拡大すること。

9　地籍調査事業について

国においては、平成２３年３月に発生した東日本大震災を契機に、迅速な復旧・復興における地籍整備の重要性を唱え、南海トラフ地震、首都直下地震等により被災が想定される地域における地籍調査の推進が重要としている。ついては、地籍調査事業を円滑かつ効率的に推進するため、複数年度契約を可能とするなど、補助制度を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

１０　地球温暖化対策の推進について

温室効果ガスの削減に向け、国と地方の役割を明確にした具体的で実現可能な工程を示すとともに、地球温暖化対策に取り組む自治体に対し、適切な財政措置を講じること。

１１　大規模小売店舗立地法に基づく事務手続について

大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定に基づく店舗の名称、所在地、設置者等の変更に係る手続の省力化・簡素化を図ること。

第５　教育・文化施策の充実強化について

（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

１　小中学校３５人学級編成の推進について

きめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編成標準を３５人以下とするとともに、学級再編に対応した教職員定数の改善を図ること。

２　教職員等配置体制の整備及び財政支援について

⑴ 学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加等に対応するため、教職員定数を拡充すること。また、居住する場所によって不利益を生じないよう、小規模校においては、特に必要な教職員数の確保及び配置を行うこと。

⑵ 小学校における外国語活動や読書活動の推進、中学校における必修科目の増加、特別支援教育の充実に向け、都市自治体が必要に応じて適切な人材配置ができるよう、補助金等による財政支援制度を創設すること。

⑶ 家庭や学校、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の複雑多様化、広域化に対応するため、社会福祉的視点をもつ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を拡充すること。

⑷ 食物アレルギーや熱中症等、学校の安全・健康への危機管理上の課題が年々増加し、相談対応を必要とする児童生徒も増加傾向にある中、大規模校では養護教諭の負担が過大となっている。ついては、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう、養護教諭配置基準を見直すこと。

⑸ 今後見込まれている、小学校高学年の英語必修化や低学年への外国語活動導入に向け、各市の児童が充実した授業を受けられるよう、ＡＬＴ配置事業に対し財政措置を講じること。

⑹ 教職員の大量交代期を迎え、学校の教育力を低下させることなく、児童生徒に質の高い教育を保障するのに必要な初任者研修制度を充実させるため、国加配の「拠点校指導員」を増員すること。

⑺ 児童・生徒へのきめ細かな指導方法の工夫・改善を実現するため、国から加配される少人数指導担当教員等について、実態を踏まえた適正配置を行うこと。

⑻ 食に関する正しい知識と健康な体づくりを通じて生きる力を育むため、学校栄養職員の配置基準を見直し、適正配置を行うこと。

3　特別支援教育の充実について

(1) 特別支援学級は１学級８人による学級編制となっているが、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、より少人数による適正な学級編制標準とすること。併せて、学級数の増加に対応した教職員定数の拡充を図ること。

(2) 通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童・生徒の増加に伴い、支援を必要とする子どもへの適切な指導及び支援を行うため、専任教諭を各学校に配置するなど、人的措置及び財政支援を充実させること。

(3) 通常学級に在籍するＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒を支援する通級指導教室に係る加配定数の充実を図ること。

(4) 発達に課題を抱える子どもへの早期支援によりスムーズな就学につなげるため、幼稚園、保育園及び認定こども園に、特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育支援体制を構築するための交付金を創設すること。

4　外国人・帰国児童生徒の教育支援について

(1) 学校現場においては、外国人児童生徒の母国語が分かり、様々な支援ができる人材の配置が強く求められているところである。ついては、外国人児童生徒の教育支援体制の充実のため、学習支援や日本語指導等を行う支援員の拡充に係る財政的・人的支援措置を講じること。

(2) 帰国児童生徒の教育を充実するために、人的配置等に係る所要財源を増額確保すること。

5　学校ＩＣＴ化の支援について

(1) ＩＣＴ支援員については、教育の質を向上させるための教員スキルアップを図る上で強くサポートが望まれることから、学校ＩＣＴ支援員派遣事業に対する事業費補助制度を創設すること。

(2) 小中学校「校務支援システム」の導入及び維持管理に多額の経費が必要となるため、補助制度を創設すること。

(3) 普通教室でのタブレット機器・電子黒板等のＩＣＴ活用にあっては、機器整備及び無線ＬＡＮ基盤構築に多額の経費が必要となるため、補助制度を創設すること。

(4) ネット上の悪質な書込み（誹謗中傷、個人情報流失等）を早期に発見し、児童生徒へのネットいじめ被害を未然に防止するため、「学校ネットパトロール事業」に対する補助制度を創設すること。

6　公立学校施設の整備等について

(1) 都市自治体が公立学校施設の老朽化対策等を計画的に推進し、長寿命化を図れるよう、計画事業量に見合った財政措置を講じるとともに、事業の対象要件を緩和し、補助率の引上げや実工事費に見合った補助を行うこと。

(2) 公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の認定・内定又は交付決定の時期を年度のできる限り早い時期に統一すること。

7　放課後児童クラブに係る財源措置について

放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体運営等、地域の実情に応じた運営が行えるよう、指導員等の人材確保対策、地域ボランティア向け傷害保険等の補償制度の拡充及び事業内容の向上のため、必要な財政措置を講じること。

8　学校給食費に対する財政支援について

少子化対策及び子育て支援策の一環として、給食費が保護者の負担増加とならないよう、また、安心・安全な給食の提供を維持することができるよう、学校給食費の食材に係る経費に対する支援制度を創設すること。

9　学校統廃合への支援措置の充実について

学校統廃合に伴う地方交付税の急減補正の割増・緩和及び期限延長並びに新たに発生する経費に対する財政支援措置を講じること。

１０　分権型教育の推進について

地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を、所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

１１　地域を支える人材を育てる義務教育の推進について

地域に住み続け地域で活躍する「ひと」を育成するため、生まれ育ったふるさとについて、深く学び、関わり、愛着を持つことのできる教育の推進に必要な措置を講じること。

１２　幼児教育に対する財政措置について

幼稚園就園奨励費について、都市自治体の超過負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

また、現在、国において検討中の幼児教育無償化を実施するに当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。

１３　スポーツ振興の財源措置について

⑴　スポーツの振興を図るため、老朽化した施設の改修など、施設整備に必要な財源である社会資本整備総合交付金を増額確保すること。

⑵　２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック開催に係る財政出動の影響で、従来のスポーツ振興のための補助金が削減されることのないよう、財源を確保すること。

１４　国登録有形文化財（建造物）に対する補助制度について

文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、登録有形文化財を維持することが困難な所有者に対して、維持管理及び修繕に対する国庫補助制度を創設すること。